

市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程

平成 17 年 6 月 6 日

告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、別に定めがあるもののほか、市営建設工事の請負契約を締結する場合における指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市営建設工事 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事で市費で支弁するものをいう。

(2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

(資格の審査)

第 3 条 市営建設工事の指名競争入札又は条件付一般競争入札に参加しようとする者は、市長が別に定める指名競争入札等参加資格基準(以下「資格基準」という。)に係る審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項(政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(申請書の提出)

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に市営建設工事請負資格審査申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。

(1) 市営建設工事請負資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていた者から営業の全部又は一部を承継した者

(2) 第 9 条第 2 号又は第 3 号の規定により資格を失い、新たに法の規定による建設業の許可を受けた者

(3) 第 10 条第 1 項の規定により資格を取り消され、その期間が経過した者

(4) 営業の一部を譲渡した者

(5) 経常共同企業体(中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。)を結成しようとする者

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けた者

(資格基準等の公示)

第5条 市長は、資格基準を定めたとき、及び前条第1項の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

(業種別区分)

第6条 市長は、資格基準に適合すると認める者(以下「資格者」という。)について、土木工事、建築一式工事その他の工事の種類(以下「業種」という。)別の区分をするものとする。

(名簿の作成及び通知)

第7条 市長は、資格審査を行ったときは、資格者につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第8条 名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

2 名簿の有効期間途中において当該名簿に追加して登載された者の有効期間は、当該名簿の有効期間とする。

(資格の喪失)

第9条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 法第3条第3項の規定により建設業の許可の効力を失ったとき。

(3) 法第29条又は第29条の2の規定により建設業の許可を取り消されたとき。

(資格の取消し)

第10条 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の4第2項各号(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合

(2) 第3条第2項第2号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第 11 条 市長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者で当該市営建設工事の種類に応じた業種に区分されているもののうちから別に定める指名基準により行うものとする。

(補則)

第 12 条 この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 17 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程(昭和 57 年宮古市告示第 64 号)、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程(昭和 62 年田老町告示第 87 号)又は村営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程(平成 3 年新里村告示第 53 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成 21 年 12 月 31 日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の村営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程(昭和 56 年川井村告示第 61 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成 17 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 19 日から施行する。